

兵庫県ホッケー協会 登録規定

(登録の義務)

- 第1条 兵庫県内に主たる事務所をおくホッケー競技団体のうち、兵庫県ホッケー協会の組織単位として権利行使しようとするチーム及び個人は、次条に定める種別にそれぞれ登録しなければならない。
- 2 兵庫県ホッケー協会に未登録のチーム及び個人は、競技会において特別に規定する場合を除き、兵庫県ホッケー協会の主催する競技会及びそれに準じる大会（国民体育大会等）に出場することはできない。
 - 3 兵庫県ホッケー協会の登録を経ずに関西ホッケー協会及び公益社団法人日本ホッケー協会に登録することはできない。

(登録の種別)

第2条 登録の種別は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----------|--------------|--------------|
| (1) 小学男子 | (2) 小学女子 | (3) 中学男子 | (4) 中学女子 |
| (5) 高校男子 | (6) 高校女子 | (7) 大学男子 | (8) 大学女子 |
| (9) 一般男子 | (10) 一般女子 | (11) マスターズ男子 | (12) マスターズ女子 |

(登録手続き)

第3条 登録は年度毎に行うものとし、所属する市町ホッケー協会を経て本会の指定する期日までに手続きを完了しなければならない。

ただし、チーム所在地又は個人の居住地に市町ホッケー協会が組織されていない場合は、兵庫県ホッケー協会に対し直接登録手続きを行うことができるものとする。

- 2 登録は別に定める登録申込書提出による電子登録と年度登録料の納入によって完了する。

(追加登録)

第4条 所定の期日以降、新しく結成されたチーム又は新たに活動を開始する個人が登録をしようとする場合、随時前条に定める手続きにより登録を行うものとする。

(登録の移籍・追加・抹消)

第5条 登録構成員に移籍あるいは追加、抹消がある場合は、遅滞なく兵庫県ホッケー協会に届け出るものとする。

(登録の制限)

第6条 チーム所属競技者の人数及び居住の制限はない。

(年度登録料)

第7条 兵庫県ホッケー協会に登録するチーム及び個人は、第3条に定める手続きにより登録料を納入しなければならない。

- 2 年度登録料は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 小学男子・小学女子 | 無料 |
| (2) 中学男子・中学女子 | 無料 |
| (3) 高校男子・高校女子 | 1チームにつき 5,000円 |
| (4) 大学男子・大学女子 | 1チームにつき 15,000円 |
| (5) 一般男子・一般女子 | 1チームにつき 20,000円 |
| (6) マスターズ男子・マスターズ女子 | 1チームにつき 5,000円 |

- | | |
|--------------------|-------------|
| (7) 個人登録 (小学生・中学生) | 無料 |
| (8) 個人登録 (高校生) | 1名につき500円 |
| (9) 個人登録 (大学生以上) | 1名につき1,000円 |

※個人登録とは、チームに所属せずに国民体育大会等に出場するための登録(役員を含む)をいう。

3 納入された年度登録料は、いかなる事由においても返還されない。

(日本ホッケー協会登録)

第8条 公益社団法人日本ホッケー協会に登録しようとするチームは、公益社団法人日本ホッケー協会登録規定により、兵庫県ホッケー協会を経て登録を行うものとする。

(不正登録に関する処分)

第9条 二重登録、未登録選手の競技会出場、登録及び移籍等に関する手続きの遅滞、その他不正な登録に関する事実が生じた場合、兵庫県ホッケー協会は理事会において当該チーム及び個人に対する処分を決することができる。

2 兵庫県ホッケー協会は、不正登録に関する処分として、当該チーム及び個人に対し、第6条に定める年度登録料に加え年度登録料に1.5を乗じた額を納入させることができる。

3 その他登録の内容に疑義が生じた場合は、兵庫県ホッケー協会理事会において処分を決するものとする。

(附則)

この規定は、平成27年 3月22日より施行する。